また、事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、低炭素社会づくり行動計画（平成二十年七月二十九日閣議決定）に記載されたカーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。）や、エコ・アクション・ポイント（温室効果ガスの排出削減に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。）等を活用することが望ましい。

(2)　日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等

事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、低炭素社会づくり行動計画に記載されたカーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。

また、事業者は、国民による日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の選択を支援するため、例えば、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量その他必要な情報を適切に提供するための責任者及び担当者を指名し、相談窓口を明確化する等、その体制を整備するとともに、例えば、環境報告書、インターネット等を通じた情報の提供等を行うことが望ましい。

(3)　情報の提供に当たっての他の団体等との連携

(2)に規定する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。

二　日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置

事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うよう努めること。次に示す日常生活用製品等ごとに、その製造等については、当該日常生活用製品等の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。

(1)　照明機器

高周波点灯形蛍光灯・電球形蛍光灯・ＬＥＤ（発光ダイオード）等の使用時のエネルギー消費量が少ない照明機器の製造等の推進

(2)　冷暖房機器等

使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない冷暖房機器、過度に冷暖房に頼らずとも快適に過ごすことのできる衣類の製造等の推進

(3)　給湯機器

使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない給湯器、断熱性の高い浴槽等の製造等の推進

(4)　食品の調理機器

内燃式コンロ・保温性の高い調理機器等の使用時のエネルギー消費量が少ない調理機器の製造等の推進

(5)　その他の家電製品等

使用時や待機時のエネルギー消費量の少ない電気冷蔵庫・テレビジョン受信機・電気カーペット・電気便座・衣類乾燥機・食器洗浄機等の製造等の推進、スイッチ付きテーブルタップの製造等の推進

(6)　廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用

使い捨て製品の製造販売及び過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、容器の薄肉化・軽量化、製品の長寿命化、修繕等の役務の提供等による廃棄物等の発生抑制並びに使用済商品の回収等により再使用する製品及び部品並びに循環資源の利用及び部品点数の低減等による循環的な利用を行いやすい製品設計等がされた製品の製造等及び情報の提供の推進

(7)　水の使用機器

節水型の蛇口・便器・シャワーヘッド等の節水に資する機器の製造等の推進

(8)　住宅

自然採光を活用した設備・複層ガラス等・太陽光発電設備・燃料電池設備・地球温暖化係数がより小さい材料を使用した断熱材等の導入による使用時の温室効果ガスの排出の量が少ない住宅の製造等の推進

(9)　移動

温室効果ガスの排出の量の少ない自動車及びバイオ燃料の利用が可能な自動車の製造等並びに公共交通機関を活用しやすくする役務の提供並びに運転時の緩やかな発進、急な加減速の少ない運転、アイドリングストップ等のエコドライブの推進

別表第一　（一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出方法）

一　一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出は、次の式によるものとする。

Ｉ＝（Ａ＋Ｂ－Ｃ）／Ｄ

この式において、Ｉ、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｉ：一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量（単位　一般廃棄物処理量１トン当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量）

Ａ：当該施設において１年間に使用された電気及び化石燃料等のエネルギーの使用に伴って排出された二酸化炭素排出量（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｂ：当該施設において１年間に廃プラスチック類等（合成繊維等を含む。以下同じ。）の焼却に伴って排出された二酸化炭素排出量（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｃ：当該施設において１年間に当該施設の外部へ供給した電気若しくは熱又は当該施設を設置している廃棄物処理事業者等が再生したバイオ燃料（一般廃棄物を原材料として製造されたものに限る。以下同じ。）による二酸化炭素削減効果（バイオ燃料による二酸化炭素削減効果は、当該市町村内の一般廃棄物処理施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｄ：当該施設における１年間の一般廃棄物処理量（単位　トン）

二　廃棄物処理事業者等においてＢの値が把握できない場合においては、Ｂの値に代わって次の式により算出したＢ'値を用いるものとする。

Ｂ'＝Ｅ－Ｆ

Ｅ＝Ｄ×370

Ｆ＝Ｇ×0.8×2730

この式において、Ｂ'、Ｅ、Ｆ及びＧは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｂ'：当該施設において１年間に廃プラスチック類等の焼却に伴って排出された二酸化炭素排出量の推計値（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｅ：当該施設を設置している市町村の域内において１年間に排出された廃プラスチック類等が全量焼却された場合の二酸化炭素排出量の推計値（当該市町村内の一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｆ：当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として１年間に分別収集された廃プラスチック類等全量が焼却された場合の二酸化炭素排出量の推計値（当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として１年間に分別収集された廃プラスチック類等の量を当該施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位　キログラムで表した二酸化炭素の量）

Ｇ：当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として１年間に分別収集された廃プラスチック類等の量（単位　トン）